

令和2年1月10日

## ▼タイトル

指名競争入札等に係る業者の指名停止について

## ▼概要

高島市建設工事等指名停止要領に基づき指名停止措置を講じることに決定しましたのでお知らせします。

## 記

1. 指名停止措置業者 (有) 鳥居金物店  
(滋賀県高島市今津町今津68番地)
2. 指名停止の理由 指名停止要領第2条 別表第1 第5項(2)  
【契約違反】  
令和元年12月9日執行の「令和元年度 第958号 高島市消防団消防用ホースの購入」の入札において落札者となったが、同等品の申請を怠り承認を得ず、他のメーカー製品で入札を行った結果、指定品の納入が出来ないとの理由により、契約辞退申出書を提出し契約締結をしなかった。  
このことが、高島市建設工事等指名停止要領に該等することから指名停止とする。
3. 指名停止期間 令和2年1月10日から  
令和2年4月9日まで(3ヵ月)

## ▼問い合わせ先

- 所 属： 総務部 契約検査課
- 担 当： 中川
- 電話番号： 0740(25)8501
- ファックス： 0740(25)8100

## 高島市建設工事等指名停止要領（抜粋）

第2条 市長は、有資格業者または有資格業者の役員（法人の代表権を有する役員または代表権を有しないその他の役員もしくは支店等の代表権を有する者をいう。）もしくはその使用人（以下「有資格者業者等」という。）が、別表第1および別表第2（以下「別表」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表の措置要件の区分に応じ、同表の指名停止期間の欄に掲げる期間について指名停止を行うものとする。

### 別表第1

#### 別表第1（第2条関係）

(契約違反)	
<p>5 市発注の工事等の施工に当たり、第3項に掲げる場合のほか、次に掲げる要件に該当し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 正当な理由なく契約を履行しないとき。</p> <p><u>(2) 落札したにもかかわらず、契約を締結しないとき。</u></p> <p>(3) 公害防止策および危険防止策が不良のとき、または工程管理、資材管理もしくは労働管理が不良で監督職員が指摘しても改善しないとき。</p>	<p>6月</p> <p><u>3月</u></p> <p>1月</p>